

市立小・中学校等カーテン及び寝具クリーニング業務

仕様書

1 件 名

市立小・中学校等カーテン及び寝具クリーニング業務

2 履行場所

市立小・中学校及び義務教育学校（別紙 1）

3 契約期間

契約締結日から令和 7 年 8 月 25 日

4 業務内容

- （1）市立小中学校等の契約対象カーテン及び寝具類を回収し、クリーニング後各校の指定場所に納品すること。（別紙 1）
- （2）回収と納品は、7 月 22 日（火）から 8 月 25 日（月）（学校閉庁日（8 月 7 日（木）～8 月 20 日（水））以外）の平日の 9 時から 16 時の間で実施すること。
※具体的な日時は、契約締結後、教育総務課と調整の上決定する。
- （3）クリーニングをするにあたり、汚れを十分に落とし、生地を損傷せぬよう充分留意すること。
※クリーニングをするにあたり、汚れが十分に落ちないようなもの、クリーニングにより生地が損傷する恐れがあるものについては、教育総務課と別途協議の上決定する。
- （4）洗剤は良質のものを使用し、すすぎは充分に行い、洗剤が残らないようにすること。
- （5）梱包については、1 枚ずつ個包装すること。

5 クリーニングの対象物品

別紙、各校対象物参照

6 留意事項

- （1）敷地内への車の出入りについては、児童・生徒の安全に配慮し、細心の注意を払うこと。
- （2）本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、教育総務課と協議すること。